

藤原信実考

米倉迪夫

(一)

似絵に関する「考古画譜」に収める古川躬行の説が最初の足がかりを記しているが、昭和十四年、「画説」に発表された田中喜作氏の論考に端を発した論議により、始めて様々な角度から本格的な検討が加えられた。ここにおいて森暢氏^{註3}、脇田秀太郎氏^{註4}、荻野三七彦氏^{註5}、裏辻憲道氏^{註6}、

多賀宗隼氏^{註7}等の諸論考が発表され、似絵研究史にその成果を残されたが、それらの論議は一方では似絵を総体的に論じ、定義づけることの困難さを如実に示したものである。その後、昭和二十九年、梅津次郎氏は「鎌倉時代大和絵肖像画の系譜」でそれまでの鎌倉時代肖像画史、特に俗人肖像画史の把握に反省を迫られ、昭和四十二年、赤松俊秀氏は「鎌倉文化」^{註9}に於いて、文化史的立場から似絵の発生と流行の歴史的要因を検討された。また、最近では宮次男氏により肖像画の通史が叙述された。^{註10}その一章を成す「中世の肖像画」はこれまでの諸研究をふまえた、似絵に関する最新の論考として挙げができる。

これら諸論考により、似絵研究は更に具体的な検討を求められている

といつてよい。しかし現在われわれに残されている似絵作品の検討も充分になされているとはいえない、又その制作にたゞさわったと考えられる画家達の作家像やその作画環境もかならずしも明らかにされているとは言えない。作家あるいは作品に即した似絵研究の求められる理由もその辺にあろう。

こうした反省に立って、藤原隆信から豪信に至る家系に連なる画人達が似絵の初発期から展開期に至る過程を物語る人々であることふまえ、彼等の作家像や制作環境を考えた上で、改めて似絵作品の検討を行ひ、似絵の意義を考えてみたい。この小論は以上の理由から、まず彼等似絵画人の中から藤原信実をとりあげてみることとする。

(二)

藤原信実の生涯をたどる前にまずその生歿年が問題となる。現在のところ、文永二年^{一二六五}に八十九歳で歿したらしいが、文永三年^{一二六六}に悟空和尚像を画いたともれる記事が「東巣安禪師行実」^{註11}にみえ、その年まで存命の可能性を残しておくとする説が一般に行われている。

周知の如く、文永二年八十九歳死去説の根拠の一は「扶桑名画伝」に引く古筆了伴の伝聞で、それによると信実は文永二年十二月十五日に八十九歳で歿したといい、このことは西園寺家の日記に記されていると「京師の医師某」が語ったという。^{註12} いま一は「古画備考」に収められている「嘉永四年十月三日住吉内記認送」とある文書で、註記はこれを信実の卒日を問合せた回答であろうかとしているが、そこには「信実文永二年十二月十六日八十九才」と記されている。^{註13} これらの文永二年八十九歳という年令は「高山寺過去帳」にある「信実朝臣 宝治二年三月十六日七十三才葬三日坂」という記事の年令と一年のずれがある。栗原柳庵は「過去帳」の記事より逆算して信実の生年を安元二年と考えた。^{註14} 大村西崖は「高山寺過去帳」の記事は剃髪入道の時期を誤り伝えたものとし、近藤喜博氏もまた高山寺で信実が入道した時期とする。^{註15}

「画人伝補遺」には「嘉禎三年三月廿四日卒す、梅尾麓蓮花谷に葬る、今所在を失す」とあるが、根拠は不明である。

この他福井利吉郎氏は「信実関係略年表」^{註16} で文永五年三月十六日九十三歳で高山寺に寂すことを私考として提出、又同年表には疑問符付きで安永二年の信実五百年忌より逆算した文永十一年九十九歳卒の記事を付加されている。しかしながらこの年表には文永三年条に文永二年四月の後嵯峨院に奉じた歌の記事があるなど不明な点があり、文永五年まで存命の根拠が明らかでない。

文永三年の信実生存の可能性を語る「東巖安禅師行実」（以下「行実」）については猶問題を残している。「行実」によると東巖慧安の師悟空和尚は文永三年早々、鎮西より上洛（正月十九日鳥羽到着）して、その

年の暮まで滞在している。東巖の需に応じて悟空がその頂相の贊を書したのは、この京都滞在中六月晦日のことである。この京都滞在は日来、自己の進路を決定してくれた師に対し深い恩をいだいていた東巖が、悟空和尚を鎮西より福田庵々主としてむかえたものであり、この機会に悟空の頂相が画かれる事は極めて相応しいといわねばなるまい。この画像について「行実」は「影則法性寺信実入道画之、贊則鷹司近衛北方摂政兼平清書之」と説明を付している。しかし六月晦日に成った贊をその年の暮まで京に在った悟空が何故自から著贊せずに兼平が清書したのか、その辺の事情も不明である。兼平は文永三年当時は、摂政（建長四年十一月～同十一月）・太政大臣・関白（建長六年～弘長元年）を歴任して、建治元年から弘安元年に再び摂政をつとめるまで官職から離れていた時期である。われわれにとって最も問題となる当画像が文永三年に画かれたのかどうか、この記述からは確言できぬだろう。

したがって現在の資料からは、信実の生年については、文永二年八十九才、宝治二年七十三才よりそれぞれ逆算した治承元年か安元二年とし、歿年については文永二年を一応の可能性としながらも、確定せずとしておくの他は無いかと思う。

（三）

近年歌人信実の研究

^{註22}

も進んでおり、それ

らをもふまえ信実の

一生をふりかえって

みることとする。

信実の誕生は安元

^{註23}

二年あるいは治承元

^{註24}

年頃、父隆信が五十

^{註25}

六歳の頃である。母

は中務小甫長重女で

^{註26}

ある。信実の若年期

^{註27}

については多くを知

^{註28}

ることができぬが、

彼に関する記録とし

て比較的早いのは

挿図1 松雲寺藏 隆信讓状

「明月記」正治元年八月四日条にみえるもので、昇子内親王日吉社御経

供養に際し、藤原定家が願文と八条院の書を携えて日吉に赴いたが、公

茂と共にこれに従っている。彼は当時隆実と称し、無官の五位、二十三

歳頃であった。正治二年の「第二度百首歌合」^{註29}には作者として「隆実後改信実」あるいは「散位隆実」とあり、同じ正治二年の「歌合廿四番」^{註30}にも「散位隆実」とある。又、同年十一月には熊野行幸に供奉し、三日に切目王子で、六日に滝尻王子で歌を詠進したことが現在「熊野懷紙」^{註31}によつて知られるが、そこにも「散位藤原隆実」と署名されており、隆

実から信実への改名は、正治二年の年末あるいは父隆信の出家した翌建
仁元年あたりの可能性が強い。^{註28}またこれらの歌合、和歌詠進をみても、
当時すでに歌人としての名を高めていたことが理解できる。

父隆信は建久九年三月、播磨国矢野庄の預所を長子の隆範に譲渡して
^{註29}いる（この際の譲状は兵庫県松雲寺に伝存。挿図1参照）。この矢野庄はか
つて美福門院乳母伯耆局が本家歓喜光院より拝領し、これを隆信がつい
だものである。隆信はこれを機に、あたかも予定の行動であつたかの如
く建仁元年六十歳で出家をとげている。彼はその四年後、元久二年二
月、六十四歳で世を去った。ひと月後に異父弟の定家により撰進された

「新古今和歌集」にも数首を収められ、歌人としても画人としても名を
なした隆信も、「我身ひとつしづみはてぬるかなしさもつくつく思ひ
つけられて」と述懐しているところをみれば思い通りの生涯ではなか
つたと想像される。

隆信の画技がいかにして信実に受けつがれていったのかは全く知る事
ができるない。「明月記」などに散見する記録からは信実の生活には画人
信実の姿を予見させるものはみえず、平凡な廷臣の生活が目につくにす
ぎない。しかしながら次の記事には注意をはらつておく必要があろう。
即ち建暦元年六月、八条院が世を去り、同年十一月、春華門院が十七歳
で夭折した。信実はこの時の感慨を次のように詠んでいる。

八条院隠れさせ給ひて後程なく又春花門院失せさせ給ひけるを鳥羽へ送り
奉りけるに詠み侍りける

^{註32}かゝりける別をしらで山城のとはにも君を頼みけるかな

周知のようすに、八条院には鳥羽上皇の所領、安樂寿院領、さらに母後の

遺領を含め広大な所領が所属していた。そして猶子であつた三条姫宮が歿すると、その多くが春華門院に属すことになったのである。父隆信はかつては美福門院に仕え、彼女の歿後は八条院に仕えた。信実はその関係で八条院あるいは春華門院に仕えた可能性も考えられる。こうした事情を考慮に入れると、この歌の「頼み」の意味も自ずと明らかとなろう。彼の落胆ぶりがうかがえよう。

先述の如く、正治年間、歌人信実の名はすでにあがつており「正治二年第二度百首歌合」の作者十一人の一人に選ばれている。しかしながら元久元年に撰進された「新古今和歌集」には、その十一人中、他の十人は入撰したものの信実はもれてしまった。正治以降頻繁に行われた歌会、歌合にも信実の名をみるとことができず、しばし不遇の時代をおくつたらしい。^{〔一二五〕}しかし建保三年九月十三夜披講の「内大臣道家百首」に於いて信実は講師を勤め、この頃歌壇に復帰したことを物語っているようである。^{〔三三四〕}以後、それまでのブランクをうめるかのように順徳天皇の歌合を始め、道家、忠信等権門による歌合にもしばしば参加する。就中、定家の子息為家も未熟の故をもつて入れられなかつた「道助法親王五十首和歌」への参加を認められ「中堅歌人としての足場を固めていった」のである。

それに呼応するかのように建保四年春、信実は正五位下に叙せられた。^{〔三五〕}なおこれは「父隆信朝臣受領功譲」であったというが、隆信の死後すでに十一年が経ち、信実は四十歳に達していた。また建保五年には、信実はすでに中務権大輔に補せられていた。^{〔三六〕}

四十代前半、「建保四年内裏歌合」、「建保五年内裏七首歌合」、「建保

六年中殿御会」、同年「順徳院歌合」、「承久元年順徳院歌会」などに歌人としての活躍がうかがえるが、この頃には信実は画人としてもひとかどのものであつたらしい。現在、模本でしか知ることのできぬ「中殿御会図」は建保六年八月十三日中殿御会の盛儀を描いたものであるし、^{〔三二〕}「古今著聞集」に載せる「御幸御あらまし図」や「高野日記」に紹介されている「みなせ殿の四季の絵四巻」などは後鳥羽院建在の承久三年以前のものと考えられるから、信実四十代半ばまでの絵事と考えられる。

後鳥羽院政下にあつた反鎌倉的気運は、承久三年五月ついに火をふき、北条義時追討の院宣が下された。承久の乱である、しかしながらこの戦も院方のあつけない敗北で終わり、後鳥羽・土御門・順徳三上皇の配流、院方公卿・武士等の所領没収などの処置がとられた。この乱で京の街は相当の混乱を見た。信実がこの乱のただ中でいかに身を処したかは知る由もないが「高山寺古写本題跋備考」には「承久乱 信実抱図本而逃於梅尾 其書籠凡三四十圍 今猶存於梅尾」と記されていて興味をひかれる。事実、梅尾には京方の多くがこの時身を隠したらしい。

此年、乱の結着がついて、後鳥羽院落飾のことあり、信実が院の影を写したことが「吾妻鏡」をはじめ「増鏡」、「承久記」、「承久軍物語」にみえる。この影は院の母七条院へ進じたものであつたという。水無瀬宮現藏の「後鳥羽院像」がこれにあたるとされていることは周知の通りである。

同年十一月一日。新帝後堀河が十歳で即位するが「天祚礼祀職掌録」^{〔三七〕}後堀河院条によると、この即位儀に信実は大将代として参列している。

治承四年安徳即位の際には隆信が大将代にあてられており、信実の子孫達は為継以降、ならわしのように即位儀には侍従として参列していることにも注目してよいだろう。

さて、後鳥羽・順徳という理解者を失った乱後の歌壇は、それでも光明峯寺道家、洞院教実、西園寺公經、後九条基家等の権門により、又、定家・為家父子、家隆・隆祐父子等の歌人達により提供された機会を通じてその活動を続けていた。^{註39} 信実もまたこうした機会に繁く顔を出していることは「明月記」や現存の歌合集などによつて明らかである。この間、^{〔一二三九〕} 寛喜元年定家を訪れて、かつて「新古今和歌集」の作者にもれた事や、道家女蹲子入内の際の屏風歌作者に加えられなかつた怨み言を吐露するといったエピソードをはさみながらも、貞永元年撰進の「新勅撰和歌集」には撰者定家の息為家を凌ぐ十首の入撰をみた。また定家没（仁治二年）^{〔一二三一〕}して後、分裂を余儀なくされた歌壇に於いては、^{〔一二四三〕} 寛元元年十一月の「河合社歌合」を主催して定家の後を継ぐべき為家の歌壇に於ける地位を確保する努力をした形跡のうかがえることや、一方ではその御子左家から離反していく光俊との間にも御子左家に対してと同様の歌壇上の交渉をもつなどしてなかなかそつのない動きをみせていたらしい。^{註41} こうした信実の動静も定家なき後の流動的な歌壇を生きのびるためのやむをえぬ方法であつたと同時に、「妥協性の豊かな常識人」^{註42} 信実のなせるわざであったのである。

壯年期に於ける信実の官位官職は、はつきりした期日は不明であるが、四位に加階され、備後守に任せられ、また左京権大夫に任せられている。「明月記」^{〔一二三六〕} 嘉禄一年三月十六日条に「四位殿上人隆範信実」とあ

つて、この頃すでに四位に加階されていることがわかる。また「民経記」同年十月六日条に「備後前司信実」とみえて備後守にもすでに任せられたもの」と指摘されており、承久三年十二月に於ける信実の「前備後守」には信をおけず、嘉禄二年をさほど遡らぬ頃、備後守に在つたと考えるのが妥当であろう。また「明月記」によると寛喜三年二月六日、定家のもとに除目聞書がとどけられたが、そこに「左京権大夫藤信実」の名を見る事ができる。当夜、信実は定家のもとに任官の礼を述べにやつてきた。定家の尽力が実つたためか。しかしながら彼の廷臣としての出世もこれまでであった。以降、信実の新らたな官位官職をみることができない。またこの頃から身体の故障が現れたか「明月記」寛喜三年三月八日条に「信実朝臣有中風疑、灸治籠居云々」と記されている、彼は五十代の後半にさしかかっていた。

壯年期の信実の動静を伝える記録の中には絵事関係のそれをいくつか見出すことができる。即ち安貞元年の「正治元年新日吉小五月会図」、天福元年、絵のことで九条道家を訪問、同年の「卅六歌仙絵」、いわゆる「八絶図巻」など後堀河院時代の絵事関係の記録については改めて述べることにしたい。

さて、「新後拾遺和歌集」の「みづからの歌ども書き置くとて 信実 朝臣 袖ぬらす人もや有ると藻塩草形見のうらに書きぞ集むる」という

歌が示唆するように、信実は自ら歌集を編んでいた。「藤原信実朝臣集」^{註44}として知られている彼の家集は「続群書類從」や「私家集大成」に収められ世に知られているが、久保田淳氏はこの家集にみえる最も詠出年代の新しい作が宝治元年「前撰政殿詩歌合」に於けるものであること、正治二年から宝治元年までに信実の試みた定数歌はすべて一、二首は收められているにもかかわらず「宝治御百首」（宝治二年）及びそれ以降の作らしく思える歌もないことから、この家集が「前撰政殿歌合」後間もなく成ったものとされている。又、家集中、円明寺実経の呼称を「撰政殿」、「前撰政殿」とする不統一に注目し、「本集は寛元四年中（又は宝治改元前としてもよいか）に殆んど今の形を整え宝治元年中に行われた前撰政実経家詩歌合の作品二首を末尾に加えることによつて、同詩歌合の行われた時点からさほど遠からぬ時期に最後的な完成を見た」と推定されている。さらに家集を編んだ契機については寛元四年頃信実が古稀をむかえた時期であること、その頃出離の心もきぎしていいたであろうこと、かつ当時の歌壇の動き、次の勅撰集をひそかに心待ちしていたであろう歌人達の動向もこの家集編纂に力を貸したのであろうと述べておられる。^{註45} 古稀をむかえる人間にとつての自撰家集編纂という行為の一面には自らの生涯をふりかえりつつ、一応の区切りをつけるという意識が働いたであろうことは充分考えられる。信実の出家が家集成立の翌年頃といいうのもこのことと深いつながりをもつてゐるだろう。

信実出家のことはすでに大村西崖氏が「高山寺古写本題跋備考」の「宝治二年三月十六日入寂、年七十三、在鬼簿」とあるのを「恐らくは剃髪入道を誤り伝へたのであらう」と指摘され、近藤喜博氏は氏の調査

された「高山寺過去帳」に「信実朝臣^{宝治二年申月十六日}七十三才葬三日坂^{註47}」とあるのを「高山寺に於いて入道したことと示す時日」とされている。信実出家に関する当時の確実な史料はないが、信実女で後深草院弁内侍の「弁内侍日記」^{註48}宝治二年正月十五日条にはすでに「寂西」（信実法名）と記されているから、宝治二年出家は誤りあるまいと思われる。

さて、家集をまとめ出家をはたした信実には老いが厳然として立ちはだかっていた。歌から作者の生活感情を直接云々することは慎しまねばならないが、信実の歌には老いの嘆きを吐露した歌がしばしば目にとまる。たとえば

なき數に今までるゝ老人の身にまた加はらむ程の悲しさ（続後撰和歌集）

八十に多くあまりて猶も永らへて侍る事を思ひてよみ侍りける（同）

遂の道昨日はすぎぬ今日も亦よもと思ふぞ儂なかりける（同）

弘長元年百首の歌に

年之ひことしさへ又暮れにけり哀れ多くの老人の数哉（続古今和歌集）
懐旧のこゝろを

聞きなるゝやそぢあまりの鐘の声よひ曉もあはれいつ迄（同）

しばし猶月をもみむと思へども老いの残の秋ぞすくなき（続拾遺和歌集）

いかにせむ慰む月のなさけだに又身に厭ふ老となりぬる（同）

聞きわかぬゆふ付鳥のこゑよりも老の寝覚ぞ時は定むる（同）

などを挙げることができる。

桂宮本叢書に収める中書王（宗尊親王 仁治三年～文永十一年）の自撰歌集「中書王御詠」^{註49}は、文永四年十二月宗尊が融覚（為家）に添削を請

うたものであるが、その中に「むくひある身をかへりみてまくつはらたたさきのよに秋風そふく」なる歌があり、これに「是躰心信実朝臣詠

多」という言葉が添えられている。我が身を顧みての嘆き、また不遇を託つ声は老いの嘆きと共鳴しつつ、多くの歌に詠みこまれていった。信実女の藻壁門院少将は信実のなくなった後、その墓所を訪れ次のように詠んだ。

信実朝臣身まかりて後、春の比、かのはか所にまかりたりけるに草のあ
おみわたりけるをみて読侍りける

年々の春の草にもなぐさまでかれにし人の跡を恋ひつゝ註50

(四)

先述したように当章では信実の絵事に関する主な記録を中心に検討し、彼の作画環境を考えてみたい。

はじめに、模本でその図柄をしのぶことのできる「中殿御会図」註51は信実筆の蓋然性の強い作画例として挙げておく必要があるだろう。これは一二二八年八月十三日、順徳天皇中殿御会の盛儀を写したものであり、当時右大臣の九条道家が序を付している。順徳天皇にはその中宮として九条良経の女立子がおり、皇子誕生を二月後にひかえていた。同年十月十日皇子（後の九条廢帝）が誕生するや立子の第九条道家は十一月に東宮傳註52となっている。これらの事情は「中殿御会図」製作の充分な説明とはなるまいが、九条家の存在をそこに考えることはできそうである。

「古今著聞集」に載せる後鳥羽院「御幸御あらまし図」絹絵三巻は、事実とすれば建保六年までに成ったといえる。「八条左大臣・光明峯寺殿左右の大臣にて供奉し給へり」という説明によれば、藤原良輔（八条左大臣）と光明峯寺殿（九条道家）がそれぞれ左右大臣に在任の期間、道

家の右大臣となつた建保三年十月から、良輔の歿した建保六年十一月までの間の製作ということになる。註54 無論、後鳥羽院の命によるものである。

また「高野日記」註55にみえる水無瀬殿の「四季絵四巻」もまた後鳥羽院のために作られたものであろう。この水無瀬殿が源通親の造営によるものか、源通光の造営にかかる新御所か不明であるが、いづれにしても後鳥羽院のために製作されたと考えて誤りはあるまい。

承久三年、承久乱後落飾に際しての後鳥羽院影については多くを語る必要はあるまい。この影は七条院へ進ぜられたものといい、「吾妻鏡」などに記述のこと先述の通りである。

先にも述べたように、承久乱後、嘉禄二年の段階で信実は四位に加階されており、備後守にもなつっていた。その翌年、安貞元年に信実は「正治元年新日吉小五月」の図を画いている。これは定家息為家が信実に画かせ、後堀河天皇の内裏に持参したもので、「成定朝臣記」をもとに画いたものであるという。註56 正治元年といえば二十八年前のことであり、図は当時の盛儀註58を再現したものであろうが、やはり群臣の似絵に大きな興味が寄せられたのであろう。

「法然上人絵伝」（知恩院本）によると信実は父隆信と同様法然上人影を画いたという。註59 これは空阿弥陀仏（安貞二年歿）の需によつたものだが、当像が寿像であるかどうか不明である。一応空阿弥陀仏歿以前としておくほかは無いが法然上人絵伝の記述もどこまで真実を語っているか不明である。

寛喜二年、信実は一品親王の仰に依り、嵯峨に向かい、そこで「善導

さて、天福元年三月十八日、「物語絵月

次」の評定があった。その大概は「明月

記」同二十日条に詳しいが、評定の翌日、

^{註64}

信実は大殿（九条道家）に参じて ^{註64}いる。「依

絵事」とあるから前日の物語絵月次のこと

で相談をうけたのであろう。定家は二十日

に「日来選出」の「物語月次」を進入して

いる。この「絵事」は相当の規模であった

らしいことは「明月記」にもうかがえる。

定家は「近日此画図又世間之經營歟」と記

しているが、翌月に院号宣下をひかえた後

堀河中宮尊子と院を中心とした計画であつ

書 奥 たらしく、尊子の父道家が力を入れるのも

無理ない話であった。この記事は「古今著

聞集」に収める「後堀河院の御時絵づくの

同 無理ない話であった。この記事は「古今著

聞集」に収める「後堀河院の御時絵づくの

奥 無理ない話であった。この記事は「古今著

聞集」に収める「後堀河院の御時絵づくの

挿図 2-1 東洋文庫蔵 「題未詳」第一紙

影」を写してい

る。^{註60} 二品親王は尊性、後高倉院の息で安貞元年三十四歳で天台座主の座

に着き、寛喜元年に退いている。又、同三年には天王寺別当も辞し北白

川仙洞に籠居したというが貞永元年再び天台座主に任せられている。^{註61} も

とになった「善導影」は、信実が写した年の四月、聖覺がこれを供養し

ている。^{註62} なおこの「嵯峨の善導影」は嵯峨往生院善導堂の影であること

が裏辯憲道氏より指摘されている。^{註63}

が裏辯憲道氏より指摘されている。

が後鳥羽院の勅定で三十六人の和歌を撰進すという風聞を記している。^{註67}
また八月七日には大宮三位（知家）が定家を訪問して家隆から「頻に譴責」されたので、歌三十首を送ったことを語っている。これらを合わせると、この三十六歌仙は現存三十六歌仙の可能性が強い。なお、撰にたずさわった基家はかつて後鳥羽院がその猶子にせんとして、院使藤原忠綱に養育させていた人物である。

この年院号宣下を受けて間もなく藻壁門院（尊子）が二十五歳で世を去り、翌年後を追うように後堀河院も二十三歳で他界した。彼は「古今著聞集」に「似絵を御好みありける」と記され、左京権大夫信実を召して北面、下臈、御隨身などの影を画かせたといふ。^{註68}

後堀河院が似絵好きであったことは、いまひとつの例からもうかがえる。即ち東洋文庫蔵広橋家文書の「題未詳」一軸に「參議所望申文」や「象戲勘文」と共に収められている「似絵詞」^{註69}（挿図2参照）で、当軸第一紙の目次には「似絵詞後堀河院仰」とあって、後堀河院の仰によるものであることがわかる。これは「似絵」をはじめとし、「詩」・「和歌」・「能書」・「音楽」・「神樂」・「競馬」・「説法」の八芸に秀れた人物を画く筈のものであつた。「似絵」には信実が選ばれており、「詞」より判断すると絵は信実が担当することになつていていたらしい。^{註70}ここに挙げられた人物の中で最も早く世を去つているのが聖覚（嘉禎元年歿）であることを考へると、いづれも後堀河院在世中は生存しており、この画卷は「現存八絶（芸）図巻」とも称されるべきものであつた。当本は文永十年の写であるが、当本の奥書からその原本が「二位中将殿」即ち藤原忠教の蔵本であることは興味あることである。^{註71}忠教は関白九条忠家の嫡子で、

九条家の直系である。九条家と後堀河院の関係が尊子を介して緊密であったことは先述の通りで、後堀河院に関連する「似絵詞」が九条家に伝来されたことは何ら奇とするに足らない。但し、詞の内容からみると絵が画かれたかどうか疑問な点も残していることを付け加えておく。

後堀河院の他界以降、はじめに述べた文永三年悟空和尚の問題を除いては、年時の明確な絵事記録は一切知ることができない。その他、信実の絵事は「隨身庭騎絵巻」^{註72}などの伝信実筆作品や、「正徹物語」や「兼載雜談」にみえる「人丸影」あるいは如円の歌によつて知られる「自画像」^{註73}にうかがうことができるが、作画の事情は不明である。以上をまとめるとおよそ左記の表の如くである。

品	依頼者あるいは被献上者	典	拠
→御幸御あらまし図	後鳥羽院	古今著聞集 (模本等)	建保六八年 一二一八
中殿御会図	後鳥羽院影	高野日記 吾妻鏡他	承久三年 一二二一
→水無瀬四季絵四巻	後鳥羽院	法然上人行状 絵伝	安貞元年 一二二七
後鳥羽院影	後鳥羽院→七条院	藤原為家→後堀河天皇	安貞二年 一二二八
正治元年新日吉小五月新絵	後鳥羽院	法然上人影 空阿弥陀仏	安貞二年 一二二九
→法然上人影	尊性法親王	明月記 尊性法親王	寛喜二年 一二三〇
善導影	九条道家→尊子か	明月記 高野日記 吾妻鏡他	天福元年 一二三三
(絵事)	九条道家→尊子か	明月記 高野日記 吾妻鏡他	文暦元年 一二三四
三十六歌仙絵	後堀河院	古今著聞集 「似絵詞」 兼載雜談他	一二三七年 一二三七
→北面等の影	後堀河院	新拾遺和歌集	文永十年 一二七三
八絶(芸)図巻	後堀河院		
(不明)			
人丸像			
自画像			

信実の絵事はこれにつきるものではないことは容易に想像されよう。し

しかし、「明月記」などの信頼できる史料から信実の絵事に関する製作事情がある程度理解できることは、他の同時代画人の場合を考えてみればその意味は大きい。

さて、上述の信実の絵事を顧みて氣付かることは、信実の絵事が概ね院・天皇などにむけられており、その制作環境はかなり限られている。更に、「みなせ四季絵」や「善導大師影」を除けば、その題材はほぼ「似絵」の範囲に限られている。また彼の絵事が後鳥羽院政最終末期と後堀河院在世期に集中しており、後堀河院歿（文暦四年、信実五十八歳頃）後は、悟空和尚像の問題を除けば、記録上信実の絵事はうかがえなきことなどを指摘できる。こうしたいくつかの点を考えてみるならば、信実の絵事は、後鳥羽院や後堀河院などの好みに負うところが少くなかつたのではないかと推測される。その画技故に信実が彼等に用いられたことは論をまたないが、一方で彼等が似絵を好み、求めたことの意味もまた重要である。赤松秀俊氏は先にあげた論考で、院政期に入つて貴人の肖像画制作が盛んになつたのは「院政期の上皇・近臣の権力者が、上代以来続いて行われてきた禁忌を無視して、勇敢に肖像画の制作にたち向かつたことを示すものである」と指摘されている。このような傾向は、信実の活躍した後鳥羽院・後堀河院時代にますます顕著となり、似絵展開への発条となつたのであろう。無論、信実の絵事全般を上述の限られた資料から結論づけることは慎まねばならないが、少くともそれは、信実の活躍した後鳥羽院・後堀河院時代にますます顕著となり、似絵展開への発条となつたのであろう。無論、信実の絵事全般を上述の限られた資料から結論づけることは慎まねばならないが、少くともそれは、

(五)

以上、信実の生涯を顧み、彼の絵事の跡を記録の中にたどつてみた。

以上、信実の生涯を顧み、彼の絵事の跡を記録の中にたどつてみた。信実の父隆信は十二世紀末を一廷臣として生き、鎌倉新政権の樹立をみて世を去つていった。信実は鎌倉政権と公家政権の緊張関係の時代に身を置き、承久の乱を目のあたりにし、文永初頭に至るまで長寿を保つた。しかしながら官人として得た最高の官位官職は五十年代に得た正四位下左京権大夫註74であった。父隆信の官位を（正四位下あるいは従四位上）考えればやむをえない。しかしながら隆信に比べれば受領の経験ははるかに乏しい。一方、歌人としては何度か辛酸を嘗めながらも、分裂の相を呈してゆく鎌倉時代中期歌壇を、いづれの陣営ともつながりを保ちつつ、歌壇に於ける地位を確保していく。門閥の後だてもない一官人の余儀ない生き様でもあった。また画人としての信実は院や天皇の好みに応じつつ、あるいは彼等に求心的な結びつきをみせる公家達の企画に応じつつ、絵事にたづさわつていった。こうした諸側面は似絵画家として知られる信実の実像を、信実の似絵の内実を語る上で無視しえぬものと思われる。

三

「似絵は中殿御会図、最勝光院障子絵、また風雅集竟宴図、なほあるべし、およそ肖像にせ絵はおなじ類なれど、尊崇するかたは肖像と云ひ、遊戯のかたをば、にせ絵と呼びわけしなるべくおぼゆ」(『考古画譜』似絵条)

2 田中喜作「似せ絵考」(「画説」昭和十四年)
 3 森陽「以せ会二就、て」(「画説」昭和十四年)
 4 昭和十四年

- 4 脇田秀太郎「似絵漫考」(「画説」36 昭和十四年、「再び似絵」(「画説」39 昭和十五年)
- 5 萩野三七彦「似絵に関する新史料」(「画説」41 昭和十五年)
- 6 裏辻憲道「似絵の性格に就いて」(「美術史学」73 昭和十八年)
- 7 多賀宗隼「似絵の貴重資料」(「美術史学」84 昭和十八年)
- 8 梅津次郎「鎌倉時代大和絵肖像画の系譜—俗人像と僧侶像」(「仏教芸術」23 昭和二十九年)
- 9 赤松俊秀「鎌倉文化」(「岩波講座「日本歴史5」中世I所収 昭和三十七年)
- 10 宮次男「肖像画」(ブック・オブ・ブックス 日本の美術33 小学館 昭和五十年)
- 11 「続群書類従」卷二百二十六
- 12 「故古筆了伴の物語に、此朝臣(信実)著者註)は、文永二年十二月十五日、年八十九にて卒せられぬ、こは、西園寺家の旧記に見ゆと、京師の医師某が、語れりといへり、按ふに、宝治二年百首に、七十二歳と見ゆるも、協へば、實に、さもや有けんかし、但し東巖定禪行實に、文永三年六月、図画の事見ゆれば、もしくは、三年まで、存命なりけんも、志るべからず、猶後の人考ふべし」(「扶桑名画伝」卷二十一)
- 13 「古画備考」二 なお太田謹の註記は以下の通りである。「今按ニ此朝臣の生卒詳ナラス此ノ住吉内記認送トノミアリテ何共断ナケレトモ信実力卒日ヲ問合タル回答ト思ハル或家ノ記ニ文永二年十二月十五日八十九歳ニテ卒トアル由此レト一日ノ差アルノミ以テ此年八十九歳ニテ下世セラレシモノト見テ可ナラン」
- 14 「高山寺古写本題跋備考」
- 15 「広日本絵画史」上 宝雲社 昭和二十三年
- 16 「藤原信実に関する仮説」(「美術史」21 昭和三十一年)
- 17 「日本画論大観」中巻(アルス 昭和四年)所収
- 18 「絵巻物概説(下)」(岩波講座「日本文学」12 岩波書店)
- 19 「信実」(アルス 昭和三年)
- 20 註18参照
- 21 「信実に関する一、三の問題」(「国華」754 昭和三十年)
- 22 歌人信実についてはかつて多賀宗隼氏が「歌人ととしての藤原信実」(「国語と文学24」昭和十九年)で論じておられるが、鎌倉時代歌壇史の研究が進展するなかで信実はしばしばとりあげられている。就中、久保田淳氏の信実に関する論考には教えられるところが多い。
- 23 「扶桑名画伝」には二男説(「大系図卷」第十三)、五男説(「古鈔本尊卑分脈」)を収めているが、現在のところ歎円(貞永二年歿七十二才)と隆範が信実より年長であつたことしか確認ができない。
- 24 「天晴、入夜聊雨下、曉鐘之程出京参日吉(中略)雨縁敷疊了、公茂隆実(依催二人五位也)著此座(下略)」
- 25 「群書類従」卷第百七十九
- 26 「桂宮本叢書」卷十四(養徳社 昭和三十二年)所収
- 27 「書道全集」卷十八(平凡社 昭和三十一年)には切目王子と滝尻王子の懐紙が紹介されている。
- 28 但し「猪熊関白記」正治二年十月二十一日条に「家司散位信実」とあり(同記の註は「藤原」とする)、猪熊関白家実の家司信実の存在を知る。この信実は同記建仁元年正月十五日条、三月小二日条にも見えるが、われわれの問題とする信実であるか否か不明。
- 29 「墮信譲状」(松雲寺(兵庫県)文書)、また石田善人「藤原隆信について」(「小葉田淳教授退官記念国史論集」昭和四十五年)参照
- 30 清水三男「中世に於ける播磨矢野庄—特に武士との関係—」(「歴史と地理」30の3 昭和七年)
- 31 「藤原隆信朝臣集」(「群書類従」卷二百五十八)
- 32 「藤原信実朝臣集」(「続群書類従」卷四百四十)
- 33 久保田淳「藤原信実試論」(「和歌文学研究」5 昭和三十三年)
- 34 同前
- 35 「明月記」建保四年正月六日条
- 36 建保五年九月の「右大臣家歌合」(「群書類従」卷百九十七)の作者に「中務権大輔信実」とある。
- 37 「群書類従」卷三十三

- 38 「天祚礼記職掌錄」(同前)
- 39 久保田淳前掲書
- 40 同前
- 41 久保田淳前掲書、福田秀一「鎌倉中期歌壇史における反御子左家の活動と業績
(上)(下)」(『国語と国文学』485、488 昭和三十九年)。
- 42 久保田淳前掲書
- 43 土井弘「天祚礼記職掌錄」(『群書解題第二下』 統群書類從 完成会 昭和三十八年)
- 44 「統群書類從」卷四百四十
- 45 「私家集大成」中世II
- 46 久保田淳「信実朝臣集」と『八雲一言記』—その基礎的問題に關して—(『和歌文学研究』6 昭和三十三年)
- 47 大村西崖前掲書
- 48 近藤喜博前掲書
- 49 「群書類從」卷三百二十三
- 50 「桂宮本叢書」卷七(養徳社 昭和三十二年)
- 51 「統拾遺和歌集」
- 52 「古今著聞集」画図第十六
- 53 「古今著聞集」画図第十六
- 54 「公卿補任」建保三年、六条条
- 55 「公卿補任」建保三年、六条条
- 56 「統群書類從」卷五百二十三
- 57 「新拾遺和歌集」
- 58 「新拾遺和歌集」
- 59 「新拾遺和歌集」
- 60 「新拾遺和歌集」
- 61 「天台座主記」(『群書類從』卷五十八、「統群書類從」卷百)
- 62 「明月記」寛喜二年十月二日条
- 63 裏辻憲道「善導大師像の一考察」(『仏教藝術』6 昭和二十五年)
- 64 「明月記」天福元年三月十九日条(『上略』)未時許左京權來談、又依繪事參大殿之次云々(下略)
- 65 「古今著聞集」画図第十六
- 66 「明月記」天福元年八月十二月条(『上略』)午時許但馬前司來談之次、漏聞世間事等、自身未被触示若爾心九条大納言殿、撰卅六人、令書其真影信実被進隠岐歟(下略)
- 67 「明月記」天福元年七月二十八日条(『上略』)昨日聞及、家隆卿撰卅六人云々、是還所勅定歟(下略)
- 68 「古今著聞集」画図第十六
- 69 森暢「信実に關する二、三の問題」(『國華』754 昭和三十年)
- 70 「抑左京權大夫信実朝臣者、當聖之画聖也、已列八絶之一絶、不失六法之一法、今奉、綸命有振筆力、長衆芸之者画數輩之中、至于此道者当于其身歟」
- 71 抽稿「似絵詞」について(『國華』960 昭和四十八年)
- 72 当絵巻については二筆説、三筆説が行われていてが宮次男氏は前掲「肖像画」に於いて「最後の二人を除いて、他是信実が描いたものと推定する」と記しておられる。
- 73 「新拾遺和歌集」
- 74 前述のように四位加階のことは五十年代前半にみえるが、寛喜四年三月の「石清水若宮歌合」に「正四位下左京權大夫藤原朝臣信実」とある。
- 56 この他、「増鏡」、「承久記」、「承久軍物語」、「六代勝事記」などに同様の記述がみえるが、慈光寺本「承久記」や前田本「承久記」によると法体像を写したことになっている。
- 57 「明月記」安貞元年十二月二十八日条
- 58 「猪隈閑白日記」正治元年五月九日条(『大日本史料』四の六)に当日の新日吉小五月会の様が詳しい
- 59 「法然上人絵伝」(『知恩院蔵』卷四十八